

水産政策審議会資源管理分科会

第105回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第105回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和2年11月24日（火）13:31～14:12

場 所：石垣記念ホール（三会堂ビル9F）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第344号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正
（別紙2-2くろまぐろ（大型魚）に係る大臣管理区分の変更）に
ついて

諮問第345号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基
づく基本計画の変更について

【審議事項】

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

- ・ 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領につい
て
- ・ 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりました。ただいまから第105回資源管理分科会を開会いたします。

私、本日の事務局を務めます、管理調整課長の廣野でございます。よろしくお願いいたします。

いつものとおりでございますが、御発言の際、事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただいて、発言をお願いいたします。また、ウェブの会議で参加の方もおられます。通常、ミュートの状態にさせていただきまして、発言の際はマイク機能をオンにして御発言をお願いいたします。また、システムトラブル等ございましたら、事務局の方に、チャット機能等でお知らせ願うようお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして、9名中9名、1名の方が、システム関係で今、接続中ということですが、参加予定となっております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立してございます。

また、特別委員はウェブ出席を含めまして、15名中5名の方に御出席いただいております。

では、次に配付資料の確認でございます。お手元の封筒の中に資料がございます。

まず議事次第、その後ろに資料一覧がございます。順次御確認いただきまして、過不足等ございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。

報道関係、カメラ撮りはここまでといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行を山川分科会長、お願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用の中、御出席くださりまして、誠にありがとうございます。審議によりしく御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきます。

本日は、諮問事項が2件、審議事項が1件、報告事項が2件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第344号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（別紙2-2くろまぐろ（大型魚）に係る大臣管理区分の変更）についてです。

事務局から、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは資料2-1を御覧ください。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2水管第1638号

令和2年11月24日

水産政策審議会

会長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（別紙2-2くろまぐろ（大型魚）に係る大臣管理区分の変更）について（諮問第344号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定の例により、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

この「くろまぐろ（大型魚）」の大臣管理区分の変更ですけれども、こちら、前回の資源管理分科会において、近海かつお・まぐろ漁業におけるデータ収集に関して、いろいろ御意見を頂戴いたしまして、それを受けての改正ということでございます。

ページをめくっていただいて、別紙ということで、新旧表を付けてございます。

さらにめくっていただくと、資料2-2ということで、変更案、これは変更を反映させたものでございます。

説明については一番後ろの2ページ分です。資料2-3でお示ししてございます資料に基づいて、御説明をいたします。

まず、改正の趣旨と概要でございます。1のところに書いてございますけれども、まず

(1)として、その内容です。「くろまぐろ(大型魚)」に関しまして、かつお・まぐろ漁業について、将来的な漁獲割当て、I Qによる管理に向けまして、令和3管理年度において、漁業者による自主的な取組として、船舶ごとに漁獲量を割り当てる管理手法を試験的に導入することとするというのが1点目。

(2)として、これに伴いまして、この表でお示ししてございますが、今漁期については、1月～3月、4月～6月、7月～12月ということで、3期に分けてT A C配分して、管理をしてきたわけですけれども、この4月～6月、7月～12月という2つの期間を、1つに統合して、4月から12月までという形に改正するというものでございます。

この改正の理由と今後の対応ということで、2に書いてございます。(1)から(3)までは、今漁期の状況、経緯に関する御説明でございます。

4月～6月の期間、開始直後に漁獲が急激に積み上がり、一旦採捕が中断。その後、5月1日付けで、データ収集のための追加配分を行いましたけれども、これも追加配分直後に漁獲が積み上がって、自主的な採捕自粛で、採捕が中断して、データに海域、魚体サイズに偏りが出たと。

(3)、その後、関係団体によって、対象海域を限定した形での操業計画ということで、さらに追加配分を行ったという状況でございます。こういった経緯につきまして、データ収集上、こういう状況ではまずいということで、前回の分科会において御意見を受けまして、I Qという形が1つの対応策になるのではないかと御示唆もいただきました。

(4)でございますけれども、こういった御意見、御示唆を踏まえまして、関係者との議論、検討を行った結果、令和3年1月からの令和3管理年度のうち、4月から12月までの期間について、まずは漁業者による自主的な取組として、漁獲量を割り当てる管理手法を試験的に導入するというところで合意がされたというところでございます。

この議論の際に、(5)に書いてございますけれども、この2つ、4月から6月、7月から12月と分けている状況で、許可船への割当て、例えば均等割をした場合に、主漁期が異なる地域間で不公平感が生じるというような強い意見がございました。これを踏まえて、4月～6月、7月～12月というのを統合をすると、1つの期間、管理区分として統合する。要は4月から12月までという形に変えるということでございます。

(6)として、今後の対応でございますけれども、とりあえず令和3管理年度については、こういう形で自主的な取組を行うということで、この、次の管理年度の漁獲データの収集の状況、あるいはI Qによる管理の運用状況等も精査しまして、令和4年度以降のデ

一タ収集の在り方、あるいは漁業法に基づく、要は法制度に基づく漁獲割当ての管理への移行というのを検討したいというふうに考えてございます。

3で、今後のスケジュールについてお示ししてございます。来月、12月にまた水政審分科会の方を開いていただいて、令和3管理年度の当初のT A Cの配分について諮問し、決定をできればというふうに考えております。

その後、年明け3月でございませけれども、こちら、第6管理期間の未利用分というのが、見通しがついてくる頃になるかと思っておりますので、その頃に、その未利用分の繰越し、あるいは留保枠からの追加配分の方針について、こちら審議会の方に諮問、お諮りをし、決定をしたいと考えております。

この際に、こういう自主的な取組、自主的なI Qということですので、関係団体によるこの管理・運用の仕組みも併せて提示をした上で、ということを考えてございます。内容的にはその配分をどうするか、あるいは報告をどうするか、枠の管理、それは移転をする場合にどういう手続でやるかということも含めまして、仕組みも含めて提示をして、追加配分に関する考え方をお示しするという考え方でございます。

4月から、この自主的な漁獲割当ての管理区分による管理が開始されますけれども、第6管理期間の未利用分確定、一月程度かかるかと思っておりますので、その後、速やかに繰越し、あるいは留保の方からの追加配分ということを考えてございます。

このかつお・まぐろ漁業に関する分、このI Qの管理をするわけですので、今後、追加で配分していくということではなくて、可能な限り、当初に上乘せをするという考え方でございます。あらかじめ運用・管理の仕組みを明らかにした上で、追加配分の方針についてお認めいただいて、それに基づいて、1か月後ぐらいを目途に、当初に近いタイミングということで、その時点で追加の配分を行うという考え方でございます。

内容の説明は以上でございませけれども、この件につきましては、11月12日から、12月17日までを期間として、パブリック・コメント手続を実施しているところでございます。これまで提出されたコメントはございませけれども、このパブリック・コメントの期間終了後に、意見を精査しまして、大きな変更が生じることになりましたら、再度、お諮りをしたい。大きな変更がなければ、原案どおりということで、変更させていただければということでございます。

説明については以上でございませ。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

驚くほど迅速な対応、誠にありがとうございます。先日言ったばかりなのに、もうできるとはとても思いませんでした。本当に感謝したいと思います。

それからもう1つコメントなんですけれども、先ほどお話がありましたように、もう獲っちゃったから頂戴ねというのはなしだよねという対応をしていただくということも、併せて理解しましたので、ありがたく思っております。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 この対応について、特段反対はございませんけれども、ちょっと意見ということで言わせていただきたいと思っています。

このISCの資源調査に用いるということで、追加配分を行ってきたわけですが、どうしても現場の方にきちんと周知徹底をされていないのかどうか分かりませんが、短期間で自粛をやったり、追加をやったり、また自粛と、この繰り返しで、非常に短い期間で、何か現場の方では、その調整枠をいただいたというような感覚なのか、この辺の周知徹底というものを、ちゃんと理解を現場の方でしていただいて、正しい操業をしていただきたいというのが、私の意見です。

なおかつ、IQの制度に持っていても、このような基本的なことがよく理解をできていないと、IQに持っていったがゆえに全てが解決するということではないと思います。当然、漁があるとき、それから価格の高いとき、これは集中していくのは当たり前のことです。その辺の調整をどうするか、よく現場の皆さんに周知徹底をしていただいて、せっかくこういうふうな機会を設けていただいているわけですから、この辺をきちんとした対応でやっていただければありがたいなというように思います。これは意見ということでおきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見をいただきましたけれども、水産庁から何かコメント等、ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

本日は、御理解いただきまして、どうもありがとうございます。

ただいまの高橋委員の御意見、全くごもっともなことでございまして、今年についても調査枠をいただいたわけですけれども、水産庁といたしましても、関係業界、団体を通じて指導してきたわけでございます。調査枠の性格、これは大型魚の漁獲データを取って、ISC、ひいてはWCPFCの枠の増加につなげる目的であるということで周知してきたわけでございますけれども、なかなかやはりオリンピック方式の限界ということで、漁期が始まってすぐに漁獲してしまう。先取り競争になってしまう、そういう結果になったわけでございます。

この点を踏まえまして、水産庁といたしましては、関係業界とも数次にわたって、話し合いをして、先般、水産政策審議会資源管理分科会、10月30日ですか、こちらで御意見をいただく前から、解決策を模索してきたところでございまして、今般、IQ化に向けてしっかり取り組んでいくということにいたしましたので、是非御理解いただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

ウェブで御参加の委員の方々、いかがでしょうか。

では、特に御意見等ございませでしたら、これはこれぐらいにさせていただきまして、先ほど事務局から説明がありましたけれども、この諮問第344号につきましては、パブリック・コメント手続の期間中ということでございます。

寄せられた意見を踏まえて、諮問事項の内容が大きく変更することとなった場合には、再度、分科会に諮問していただくということにいたします。

ほかにないようでしたら、諮問第344号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更についてです。事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料3-1を御覧ください。

まず諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1622号

令和2年11月24日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更について（諮問第345号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月4日公表）に、別紙の変更を加えたいので、同条第8項の規定及び同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この諮問は、現行のTAC法に基づく、資源管理法に基づく、マイワシのTACの配分に関する変更でございます。

めくっていただいて、3ページ目から新旧表を付けております。

説明の方ですけれども、右下のページ番号で7ページ、資料3-2に基づいて、御説明をさせていただきます。

変更の内容としましては、宮城県のマイワシの配分の数量でございますけれども、「若干」で配分していたものを、4万トンに変更するというものでございます。こちらについて、改定の考え方、下に四角で書いてございますけれども、令和2年漁期の数量です。宮城県については、基本シェアに基づき、4万トンと算定されていたわけですが、配分量の過半が定置による漁獲ということで、「若干」としてきたところでございます。

他方、この「若干」としている都道府県については、基本計画で「現状以上に漁獲努力量を増加させないようにする」ということとされております。

今般、宮城県の方から、さんま棒受網によるマイワシの採捕を、令和2年12月から開始をするということで、数量明示での配分に変更することを要望する旨を通知、こちら別添

2ということで、一番最後のページにつけてございますけれども、こういう通知がございました。

これを受けまして、先ほど申し上げた「現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにする」という状況に該当しなくなるということで、この宮城県に定めた数量の配分を、「若干」から数量明示として、4万トンに変更するという内容の改正でございます。

簡単ですが、説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

質問が2つあります。

これは棒受ということで、沿岸との調整は既に済んでいるのかというのが、1つ目の質問で、2つ目は、今後、このように棒受網が、さんまが取れないということもあって、出てくる可能性はあるのかということについて、質問させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 まず、沿岸との調整でございますけれども、ここは宮城県内の調整ということで、県の方で対応済みというか、やっていたところでございます。

今後、さんま棒受、沿岸の知事管理分の棒受ということでございますけれども、こちらについては、状況によってはほかのところが出てくる可能性はあるのかもしれませんが、まずは試験的に進めていくということではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々、いかがでしょうか。

では、特にございませんようでしたら、諮問第345号については、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第345号について、確認のために答申書を読み上げます。

答申書

2 水 審 第 2 2 号

令和 2 年11月24日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和 2 年11月24日に開催された水産政策審議会第105回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第345号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の変更について

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 それでは、続きまして、審議事項に入ります。

我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資源管理指針の改正につきまして、御説明させていただきます。

資料 4 を御覧ください。

御承知のとおり、資源管理指針でございますけれども、今後の水産資源の在り方について国が定める基本の方針ということで、水産資源に関する管理の方針及び、これを踏まえた具体的な管理方策を、魚種あるいは漁業種類ごとに定める内容となっております。

今回の主な改正点、資料の表紙の部分に書いてございますけれども、令和 2 年度の資源評価結果、あるいは平成30年漁業・養殖業生産統計年報の公表に伴いまして、資源評価あるいは漁獲情報などの記載内容、図表の更新というところがございます。また、改正漁業

法に基づく資源管理方針の策定に伴いまして、資源管理の目標と、資源管理措置の記載内容を追記してございます。

また、その他の資源管理措置の記載内容を最新の情報に更新したほか、字句、文言の整理等を行っております。

あと、この表紙の下のところに「本指針の位置づけについて」とございますけれども、この指針に基づく資源管理計画ですけれども、改正漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行して、令和5年度末までに移行を完了することとしております。これに伴いまして、この資源管理指針も令和5年度末に廃止をすることとしております。

他方で、この令和5年度末までの間は、この法施行後もこの移行が完了するまでの間は、この指針に基づいて資源管理計画の履行確認等が行われるということになります。すなわち、この間は、指針に基づく資源管理計画と、基本方針に基づく資源管理協定が併存するというということになります。そういったことから、引き続き、この指針を定めて、必要に応じて修正を加えることとしております。

なお、資源管理基本方針への位置づけが行われた資源、例えば、クロマグロですとか、マイワシ、マアジ、サンマといったところについては、この指針の記載内容を順次整理をして、資源管理基本方針の内容と整合の取れた記述とするということとしております。

2 ページ目に、今後その計画が協定の方に移行していくというところについての説明資料となっております。

3 ページから、57ページに、今回の改正に係る新旧対照表でお示しをしております。

59ページ以降は、変更部分を反映した変更案の全体版でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

この指針の改正案でございますけれども、11月20日に開催をされました第40回資源管理協議会で、検討を行ったものとなっております。この指針の改正ですけれども、12月1日、改正漁業法の施行以降とする予定としております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。資料としては膨大な資料となりますけれども。

ウェブで御参加の方々、いかがでしょうか。

特に御意見等ございませんようでしたら、我が国の海洋生物資源の資源管理指針の改正につきましては、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あります。

まず、特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料5を御覧ください。

こちら、「特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領(案)」ということをございまして、こちらは当初配分なり、融通に係る手続あるいは様式を定めたものとして、都道府県の方に示す内容でございます。こちらについて、本文の冒頭に書かれてございます、「くろまぐろ」については別途定めることとしておりますので、「くろまぐろ」以外の特定水産資源に関する手続ということでございます。

「くろまぐろ」についても、同様のものを別途、定めるわけですけれども、これは次回の分科会の方で御報告をしたいと考えております。

内容ですけれども、1枚めくっていただいて、第3のところでは当初配分、都道府県別の漁獲可能量の当初配分の手続が書かれてございます。大きな1として、法に基づいて都道府県知事の意見を聞く手続、2として、当初配分の決定、公表、通知に関する手続が書かれてございます。

2ページ目の下、第4ということで、こちらは融通の手続が書かれてございます。こちら、融通に関する協議は、当事者間で行うことが可能ですが、必要に応じて農水大臣に対して協議の仲介を求めることができるということとしております。

3ページ目の方にいっていただいて、配分量の融通の協議結果の届出ですとか、その結果に基づいて変更する場合の決定、公表、通知の手続を書いております。

4ページ以降は、この手続の際に出していただく様式を、それぞれ定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

1つは確認なんですが、これは、クロマグロをモデルにした1つの魚種の中での融通の仕組みというふうな理解でよろしいかということと、恐らくTAC管理がいろいろ進んでくると、いろんな魚種が増えるわけですね、規制の。そうすると、ある特定の都道府県を取り上げたときに、全ての魚が全部、少ないとか多いとかということは多分なくて、サバは多いけれども、イワシが少ないからというような現象が起きてくると思うんです。

つまり、サバを融通してあげたいけれども、イワシを代わりに欲しい。そういう調整というか、将来たくさん出てくるんじゃないかと思うんですけれども、なかなかそうなると水産庁は大変だなと思うんですが、どうしても、これ、水産庁が中に入らないとできないでしょうかということです。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 この要領では、まずは同一魚種というか、同一資源間の融通についてということで、規定をしておりますけれども、田中先生がおっしゃるように、魚種をまたいでの話は、これまで、ステークホルダー会合なんかでも、そういった意見もございました。

そういうことで、今後どういう形でやっていけるかというのは考える必要があるだろうというふうに思っております。

また、融通については、当事者間で行うことは可能と書いておまして、必ずしも水産庁が間に入ってということではございません。ただ、やり方については、いろんな技術というか、ITなどを活用して、いろいろな、足りないとか、余っているとか、そういったところをマッチングできるような仕組みというのは、将来に向けては考えていく必要があるんだろうと。そこは我々、間に入ると、業務的にも大変なところがございますので、その辺の効率化というのは考えていく必要があるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の方々はいかがでしょうか。

では、特に御意見等ございませんようですので、それでは続きまして、指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の押切でございます。

今、御紹介がありました報告事項の指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、御説明をいたします。

お手元の資料の6を御覧ください。

本報告は、漁業法第64条の規定に基づきまして、農林水産大臣は毎年少なくとも1回、水産政策審議会に対し、指定漁業の許可及び認可の状況を報告をするものとされており、それに基づく御報告ということになります。

資料の表紙をおめくりいただきまして、まず1ページ目です。沖合底びき網漁業などの、指定漁業12種類について、許可期間と本年10月1日と、昨年10月1日時点の許認可隻数を記載しています。

本年10月1日時点で、12種類の指定漁業の合計の許認可隻数は1,245隻、昨年の1,270隻から25隻減少しています。減少の理由としましては、近海かつお・まぐろ漁業、いか釣り漁業、小型捕鯨漁業などで、自主廃業や起業の認可の失効がありまして、全体として、昨年に比べ隻数が減っているという状況になっております。

続きまして、2ページから4ページまでは、漁業種類ごとに、トン数階層別の許認可隻数を整理していますので後ほど御参照ください。

最後に5ページとなりますけれども、裏側ですが、参考としまして、平成30年と令和元年の指定漁業の漁業種類ごとの漁獲量を示しています。沖合底びき網漁で、スケトウダラなどが増加している一方で、北太平洋さんま漁業で、サンマの漁獲量が減少し、全体としまして、平成30年に比べ、令和元年は漁獲量が減少したという状況になっております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで御参加の方々、いかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次のその他に移りたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 道東を中心に行われております、タラのはえ縄の国際減船が進んでいるという話をお伺いをしているんですが、今の進捗状況というのはどうなのか。今後、どう

いうふうな手続というか、どういう形の中で減船を実施をしていくのか。ちょっと分かる範疇で教えていただければありがたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 廣野管理調整課長、よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 ありがとうございます。

道東のたらはえ縄につきましては、いわゆる中型はえ縄と呼ばれている100トン級のもので、根室を根拠としているものでございますが、昨年の日露の交渉の結果に基づきまして、主対象としているマダラのクォーターというか、割当てが大変減りましたので、それに伴って国際減船をするということで進めてございます。

基本的にはもう計画が立っておりますので、それに沿って財務の方とも、減船の方のお金の方の仕組みについても整っておりますので、計画に沿って進めていくという段階になってございます。

それから御懸念のところと、乗組員の関係でございますが、御承知のとおり、乗組員全体として不足している状況にございまして、乗っていた方というのは、減船、スクラップする船もございまして、再就職先は基本的に決まっているというふうに聞いています。ありがとうございます。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 当然、減船要項が出ていると思うんですが、減船要項というのは、我々はいただくということはできないですか。

○管理調整課長 ちょっと確認しまして、御連絡申し上げます。

○山川分科会長 ほかに、その他、ございますでしょうか。

ウェブで御参加の方々、いかがでしょうか。

では、特になければ、次回会合の日程について、事務局から御案内、よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会でございますが、12月中旬を目途に開催をお願いしたいと考えてございます。

また、日程調整をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

大変お疲れさまでした。